

# 中国における増価税控除留保額の還付

Issue 11, July 2022

## In brief

従来、中国企業における仕入増価税が売上増価税を上回る場合において、この超過相当額（以下、増価税控除留保額）は、一部の業種の企業を除き、還付は行われずに翌課税期間へ繰り越され、将来の納付税額と相殺されることとなっていました。しかし、2022年4月以降、対象業種をさらに拡大し、より多くの中国企業の増価税控除留保額が還付されるようになりました。

本ニュースレターでは、中国の増価税控除留保額の還付について解説します。

## In detail

### 1. 増価税控除留保額の還付申請対象企業

2022年7月現在、増価税控除留保額の残高および増加額に係る還付申請が可能な対象企業は、小規模・零細企業およびその他の下記業種企業（これらの業種に関連する増価税課税売上高が全体の増価税課税売上高の50%以上を占める企業に限定）に拡大されています。

- ①製造業
- ②科学研究および技術サービス業
- ③電力、熱、ガスおよび水生産・供給業
- ④ソフトウェアおよび情報技術サービス業
- ⑤生態保護および環境保護業
- ⑥交通運輸、倉庫保管および郵政業
- ⑦卸売および小売業
- ⑧農業、林業、牧業、漁業
- ⑨宿泊および飲食業
- ⑩住民サービス、修理およびその他サービス業
- ⑪教育
- ⑫衛生および社会活動
- ⑬文化、スポーツおよび娯楽業

### 2. 増価税控除留保額の還付申請条件

増価税控除留保額の還付の対象企業は、下表に記載する共通要件をすべて充足する場合には、同じく下表の一定の算式によって求められる控除留保額残高および控除留保額の増加額の還付額を申請することができます。なお、本ニュースレターでは主な算式を紹介します。

1. 共通要件	<ul style="list-style-type: none"><li>• 中国税務局によってランク付けされた納税信用等級がA級またはB級であること</li><li>• 申請前36カ月間、増価税専用発票等の発行について違反がないこと</li><li>• 申請前36カ月間、中国税務局から2回以上の処罰を受けていないこと</li><li>• 2019年4月1日から即時徴収・即時還付、先徴収・後還付政策を適用していないこと</li></ul>
---------	--

2. 控除留保額残高に 係る還付額の算式	<p>還付額=控除留保額残高×仕入税額構成比率(※)×100%</p> <p>なお、控除留保額残高は、以下の通りです。</p> <p>(1) 還付申請月の前月末の控除留保額≥2019年3月31日の控除留保額 控除留保額残高=2019年3月31日の控除留保額</p> <p>(2) 還付申請月の前月末の控除留保額&lt;2019年3月31日の控除留保額 控除留保額残高=還付申請月の前月末の控除留保額</p>
3. 控除留保額の増加 額に係る還付額の 算式	<p>還付額=控除留保額の増加額×仕入税額構成比率(※)×100%</p> <p>なお、控除留保額の増加額は、還付申請月の前月末の控除留保額となります。</p>

※仕入税額構成比率=2019年4月から還付申請課税期間の直前課税期間までにおける控除済み仕入增值税額(A)のうち增值税専用発票等に記載された金額÷(A)

## The takeaway

增值税控除留保額が還付されるようになったことは歓迎されますが、最初の還付申請後において、所轄の中国税務局から問い合わせを受ける可能性があるため、過去の税務申告内容が適切であったことを再確認の上、還付申請を実施することが望されます。特に、税務ガバナンスが未整備な中国子会社や最近買収した中国企業が還付を申請する場合には、さらに注意が必要といえます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

丁 琦忠

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.